鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年2月25日

鏡野町長 山崎 親男

#### 鏡野町告示第9号

鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この告示は、町内に居住する高齢者に対して、特殊詐欺(面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、現金、キャッシュカード等をだまし取る犯罪をいう。)及び悪質なセールス等(以下「特殊詐欺等」という。)による被害の発生を未然に防ぐための機器(以下「特殊詐欺等防止機器」という。)の購入について、予算の範囲内で支援することにより、高齢者の特殊詐欺等による被害の減少を図ることを目的とする。
- 2 鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、鏡野町補助金等交付規則(平成17年鏡野町規則第47号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に 掲げる要件を満たす個人とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限り でない。
  - (1) 町内に住所を有し、申請時に満65歳以上であること。
  - (2) 町税等を滞納していないこと。
- 2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯に対して、1回に限るものとする。 (補助対象経費)
- 第3条 補助金の交付の対象となる経費は、特殊詐欺等防止機器の購入に要する費用とする。ただし、特殊詐欺等防止機器本体の費用のみとし、設置に係る費用は除くものとする。
- 2 特殊詐欺等防止機器は、次の要件を満たす固定電話とする。
  - (1) 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有する

こと。

- (2) 着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- (3) 補助対象者が居住する住宅に設置するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条で定める費用の3分の2以内の額とし、1万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、鏡野町 特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
  - (1) 特殊詐欺等防止機器の機能が分かるパンフレット又は取扱説明書等の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 保証書その他の機器品番が確認できる書類の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、特殊詐欺等防止機器を購入した日から起算して、1年以内に行わなければならない。

(交付決定等)

- 第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を 交付する者として適当と認める場合は、補助金の交付決定及び額の確定(以下「交付 決定等」という。)を行い、鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付決定兼確定 通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付する者として不適当と認める場合は、その理由を付して、鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(請求)

- 第7条 交付決定等を受けた者は、補助金の支払を受けようとするときは、鏡野町特殊 詐欺等防止機器購入費補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 (交付決定等の取消し及び返還)
- 第8条 町長は、交付決定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたと

きは、補助金の交付決定等の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不適切と認められるとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第9条 補助金を受けて設置した特殊詐欺等防止機器は、適正に管理するとともに、補助金受領後、1年間は処分(譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。)してはならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

### 様式第1号(第5条関係)

鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

鏡野町長 様

 申請者 住 所
 氏 名
 印

 氏 名
 生年月日 年 月 日( 歳)

 電話番号

年度において鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金の交付を受けたいので、鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

購入品名		
購入金額	円	
補助金申請額	P	
添 付 書 類	<ul><li>(1)パンフレット又は取扱説明書の写し</li><li>(2)領収書の写し</li><li>(3)保証書その他の機器品番が確認できる書類の写し</li><li>(4)その他(</li></ul>	)

鏡野町補助金等交付規則第4条第3項の規定により、補助金等交付決定審査のため、納税 等状況を調査することについて同意します。

申請内容に	審査  所見			年	月	日	
			審査	(職・	氏名)		
						EI	
対する審査	税等		確認	(		課)	
	確認						(EII)

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

鏡野町長即

### 鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鏡野町特殊詐欺等防止機器 購入費補助金事業については、下記のとおり交付を決定し、額を確定したので、鏡野町特殊 詐欺等防止機器購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額及び確定額

円

- 2 交付条件
- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで交付申請のあった 年度鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金事業とし、その内容は、申請書に記載されたとおりであること。
- (2) 交付要件を欠くに至った場合は、速やかに町に報告し、指示に従うこと。
- (3) 鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付要綱及び鏡野町補助金等交付規則の 規定を遵守すること。

様式第3号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

鏡野町長

## 鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金事業については、下記のとおり交付しないことに決定したので、鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

### 1 不交付の理由

### 様式第4号(第7条関係)

## 鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金請求書

年 月 日

鏡野町長 様

 申請者 住 所
 氏 名
 印

 氏 名
 年 月 日( 歳)

 電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった 年度 鏡野町特殊詐欺等防止機器購入費補助金については、下記のとおり支払を請求します。

1 請求額 金 円

# 2 振込先

農協本店	口座の種類 普通 ・ 当座					
銀行	口 座 番 号					
支店 信用金庫						
フリガナ 口座名義人						

口座名義人は、申請(請求)者と同一であること。